

令和5年

南アルプス市議会第4回定例会

(12月)

議 案

令和5年南アルプス市議会第4回定例会（12月）案件一覧

番 号	案 件	担 当 部 課	頁
議案第 63号	南アルプス市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部改正について	総 務 部 課 総 務	5
議案第 64号	南アルプス市税条例の一部改正について	総 務 部 課 総 税	19
議案第 65号	南アルプス市国民健康保険税条例の一部改正について	市 民 部 課 国 保 年 金	23
議案第 66号	南アルプス市子ども・子育て会議条例の一部改正について	保 健 福 祉 部 課 子 育 て 支 援	30
議案第 67号	南アルプス市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部改正について	保 健 福 祉 部 課 子 育 て 支 援	35
議案第 68号	南アルプス市空家等対策の推進に関する条例の一部改正について	建 設 部 課 管 理 住 宅	38
議案第 69号	南アルプス市公共下水道条例の一部改正について	上 下 水 道 局 課 総 務	43
議案第 70号	南アルプス市火災予防条例の一部改正について	消 防 本 部 課 予 防	47
議案第 71号 ～ 議案第 75号	令和5年度南アルプス市一般会計補正予算（第7号）他4会計の補正予算案は別冊	総 合 政 策 部 課 財 政	-
議案第 76号	中巨摩地区広域事務組合の共同処理する事務の変更及び同組合規約の変更について	市 民 部 課 環 境	56
議案第 77号	若草小学校校舎解体工事請負契約の締結について	総 務 部 課 総 務	58
議案第 78号	甲西市民総合グラウンド整備工事請負契約の締結について	総 務 部 課 総 務	59
議案第 79号	南アルプス市交流施設やまなみの湯及び甲西ふれあい公園の指定管理者の指定について	産 業 観 光 部 課 観 光 施 設	60

令和5年南アルプス市議会第4回定例会（12月）案件一覧

番 号	案 件	担 当 部 課	頁
議案第 80号	南アルプス市さくらの里いこいの家及び遊・湯ふれあい公園の指定管理者の指定について	産 業 観 光 部 課 観 光 施 設 課	61
議案第 81号	南アルプス市農業体験実習館の指定管理者の指定について	産 業 観 光 部 課 観 光 施 設 課	62
議案第 82号	南アルプス市金山沢公園の指定管理者の指定について	産 業 観 光 部 課 観 光 施 設 課	63
議案第 83号	南アルプス市白根御池小屋の指定管理者の指定について	産 業 観 光 部 課 観 光 施 設 課	64
議案第 84号	南アルプス市長衛小屋の指定管理者の指定について	産 業 観 光 部 課 観 光 施 設 課	65
議案第 85号	南アルプス市両俣小屋の指定管理者の指定について	産 業 観 光 部 課 観 光 施 設 課	66
議案第 86号	楡形総合公園の指定管理者の指定について	建 都 市 設 計 画 部 課 建 設 課	67
議案第 87号	南アルプス市八田屋内運動場、南アルプス市白根弓道場、南アルプス市芦安プール及び南アルプス市鏡中條体育館の指定管理者の指定について	教 育 委 員 会 課 涯 学 習 課	68
議案第 88号	南アルプス市若草グラウンド、南アルプス市若草体育館及び南アルプス市若草卓球場の指定管理者の指定について	教 育 委 員 会 課 涯 学 習 課	69
議案第 89号	南アルプス市楡形総合体育館の指定管理者の指定について	教 育 委 員 会 課 涯 学 習 課	70
議案第 90号	南アルプス市学校体育施設、南アルプス市八田野球場、南アルプス市八田農業者トレーニングセンター、南アルプス市若草テニスコート、南アルプス市楡形テニスコート、南アルプス市楡形北体育館及び南アルプス市楡形西体育館の時間外一般開放業務の指定管理者の指定について	教 育 委 員 会 課 涯 学 習 課	71
議案第 92号	財産の処分（土地の売払い）について	産 業 観 光 部 課 商 工 振 興 課	72

令和5年南アルプス市議会第4回定例会（12月）案件一覧

番 号	案 件	担 当 部 課	頁
議案第 93号	山梨県国中消防指令業務等共同運用事務協議会の設置について	消 防 本 部 課 指 令 部 課	74
議案第 94号	字の区域の変更について	建 設 部 課 農 林 土 木 部 課	79
議案第 95号	市道路線の認定について	建 設 部 課 管 理 住 宅 部 課	81
議案第 96号	市道路線の変更について	建 設 部 課 管 理 住 宅 部 課	82
議案第 97号	市道路線の廃止について	建 設 部 課 管 理 住 宅 部 課	84

議案第63号

南アルプス市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部改正について

南アルプス市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和5年12月1日提出

南アルプス市長 金丸 一元

南アルプス市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例

南アルプス市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例（平成27年南アルプス市条例第37号）の一部を次のように改正する。

別表第1に次のように加える。

4 市長	生活に困窮する外国人に対する生活保護の措置に関する事務であって規則で定めるもの
------	---

別表第2の1の部中「生活保護法（昭和25年法律第144号）による保護の実施又は就労自立給付金の支給に関する情報（以下「生活保護関係情報」という。）であって規則で定めるもの」を「生活保護法（昭和25年法律第144号）による保護の実施、就労自立給付金若しくは進学準備給付金の支給に関する情報（以下「生活保護関係情報」という。）又は生活に困窮する外国人に対する生活保護の措置に関する情報（以下「外国人生活保護関係情報」という。）であって規則で定めるもの」に改め、同表2の部及び3の部中「生活保護関係情報」の次に「又は外国人生活保護関係情報」を加える。

別表第2に次のように加える。

4 市長	生活に困窮する外国人に対する生活保護の措置に関する事務	医療保険給付関係情報であって規則で定めるもの
		児童福祉法（昭和22年法律第164号）

<p>であって規則で定めるもの</p>	<p>による小児慢性特定疾病医療費、療育の給付に関する情報であって規則で定めるもの</p>
	<p>母子及び父子並びに寡婦福祉法（昭和39年法律第129号）による給付金の支給又は資金の貸付けに関する情報であって規則で定めるもの</p>
	<p>難病の患者に対する医療等に関する法律（平成26年法律第50号）による特定医療費の支給に関する情報であって定めるもの</p>
	<p>生活保護関係情報であって規則で定めるもの</p>
	<p>児童扶養手当関係情報であって規則で定めるもの</p>
	<p>特別児童扶養手当等の支給に関する法律による特別児童扶養手当、障害児福祉手当若しくは特別障害者手当又は国民年金法等の一部を改正する法律（昭和60年法律第34号）附則第97条第1項の福祉手当の支給に関する情報であって規則で定めるもの</p>
	<p>地方税関係情報であって規則で定めるもの</p>
	<p>母子保健法（昭和40年法律第141号）による養育医療の給付又は養育医療に要する費用の支給に関する情報であって規則で定めるもの</p>
	<p>児童手当関係情報であって規則で定めるもの</p>
<p>介護保険法（平成9年法律第123号）による保険給付の支給、地域支援事業の実施又は保険料の徴収に関する情報であって規則で定めるもの</p>	

		<p>障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）による自立支援給付の支給に関する情報であって規則で定めるもの</p> <p>中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）による永住帰国旅費、自立支度金、一時金、一時帰国旅費又は中国残留邦人等支援給付等の支給に関する情報であって規則で定めるもの</p>
--	--	---

別表第3中「

1 市長	生活保護法による保護の決定及び実施又は徴収に関する事務であって規則で定めるもの	教育委員会	学校保健安全法（昭和33年法律第56号）による医療に要する費用についての援助に関する情報であって規則で定めるもの
------	---	-------	--

」を「

1 市長	<p>生活保護法による保護の決定及び実施又は徴収に関する事務であって規則で定めるもの</p> <p>生活に困窮する外国人に対する生活保護の措置に関する事務であって規則で定めるもの</p>	教育委員会	学校保健安全法（昭和33年法律第56号）による医療に要する費用についての援助に関する情報であって規則で定めるもの
------	---	-------	--

」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

提案理由

生活に困窮する外国人に対する生活保護の措置に関する事務について、独自利用事務として情報連携等を行うに当たり、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号）に基づき、当該事務を加える必要があることから、本条例を改正したいので、この案を提出するものである。

○南アルプス市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例新旧対照表

改正案		現行	
別表第1(第4条関係)		別表第1(第4条関係)	
機関	事務	機関	事務
1 市長	南アルプス市子ども医療費助成金支給条例(平成15年南アルプス市条例第128号)による子どもの医療費の助成に関する事務であって規則で定めるもの	1 市長	南アルプス市子ども医療費助成金支給条例(平成15年南アルプス市条例第128号)による子どもの医療費の助成に関する事務であって規則で定めるもの
2 市長	南アルプス市重度心身障害者医療費助成条例(平成15年南アルプス市条例第141号)による重度心身障害者の医療費の助成に関する事務であって規則で定めるもの	2 市長	南アルプス市重度心身障害者医療費助成条例(平成15年南アルプス市条例第141号)による重度心身障害者の医療費の助成に関する事務であって規則で定めるもの
3 市長	南アルプス市ひとり親家庭医療費助成に関する条例(平成18年南アルプス市条例第13号)によるひとり親家庭の医療費の助成に関する事務であって規則で定めるもの	3 市長	南アルプス市ひとり親家庭医療費助成に関する条例(平成18年南アルプス市条例第13号)によるひとり親家庭の医療費の助成に関する事務であって規則で定めるもの
4 市長	<u>生活に困窮する外国人に対する生活保護の措置に関する事務であって規則で定めるもの</u>		
別表第2(第4条関係)		別表第2(第4条関係)	

機関	事務	特定個人情報
1 市長	南アルプス市子ども医療費助成金支給条例による子どもの医療費の助成に関する事務であって規則で定めるもの	生活保護法(昭和25年法律第144号)による保護の実施、就労自立給付金若しくは進学準備給付金の支給に関する情報(以下「生活保護関係情報」という。)又は生活に困窮する外国人に対する生活保護の措置に関する情報(以下「外国人生活保護関係情報」という。)であって規則で定めるもの 地方税法(昭和25年法律第226号)その他の地方税に関する法律に基づく条例の規定により算出した税額又はその算出の基礎となる事項に関する情報(以下「地方税関係情報」という。)であって規則で定めるもの 国民健康保険法(昭和33年法律第192号)又は高齢者の医療の確保に関する法律(昭和57年法律第80号)による医療に関する

機関	事務	特定個人情報
1 市長	南アルプス市子ども医療費助成金支給条例による子どもの医療費の助成に関する事務であって規則で定めるもの	生活保護法(昭和25年法律第144号)による保護の実施又は就労自立給付金の支給に関する情報(以下「生活保護関係情報」という。)であって規則で定めるもの 地方税法(昭和25年法律第226号)その他の地方税に関する法律に基づく条例の規定により算出した税額又はその算出の基礎となる事項に関する情報(以下「地方税関係情報」という。)であって規則で定めるもの 国民健康保険法(昭和33年法律第192号)又は高齢者の医療の確保に関する法律(昭和57年法律第80号)による医療に関する

	給付の支給又は保険料の徴収に関する情報(以下「医療保険給付関係情報」という。)であって規則で定めるもの		給付の支給又は保険料の徴収に関する情報(以下「医療保険給付関係情報」という。)であって規則で定めるもの
	住民基本台帳法(昭和42年法律第81号)第7条第4号に規定する事項(以下「住民票関係情報」という。)であって規則で定めるもの		住民基本台帳法(昭和42年法律第81号)第7条第4号に規定する事項(以下「住民票関係情報」という。)であって規則で定めるもの
	児童手当法(昭和46年法律第73号)による児童手当又は特例給付の支給に関する情報(以下「児童手当関係情報」という。)であって規則で定めるもの		児童手当法(昭和46年法律第73号)による児童手当又は特例給付の支給に関する情報(以下「児童手当関係情報」という。)であって規則で定めるもの
	南アルプス市重度心身障害者医療費助成条例による重度心身障害者の医療費の助成に関する情報(以下「重度心身障害者医療費助成関係情報」という。)であって規則で定めるもの		南アルプス市重度心身障害者医療費助成条例による重度心身障害者の医療費の助成に関する情報(以下「重度心身障害者医療費助成関係情報」という。)であって規則で定めるもの
	南アルプス市ひとり親家庭医		南アルプス市ひとり親家庭医

		療費助成に関する条例によるひとり親家庭の医療費の助成に関する情報(以下「ひとり親家庭医療費助成関係情報」という。)であって規則で定めるもの			療費助成に関する条例によるひとり親家庭の医療費の助成に関する情報(以下「ひとり親家庭医療費助成関係情報」という。)であって規則で定めるもの
2 市長	南アルプス市 重度心身障害者医療費助成条例による重度心身障害者の医療費の助成に関する事務であって規則で定めるもの	身体障害者福祉法(昭和24年法律第283号)による身体障害者手帳、精神保健及び精神障害者福祉に関する法律(昭和25年法律第123号)による精神障害者保健福祉手帳又は知的障害者福祉法(昭和35年法律第37号)にいう知的障害者に関する情報であって規則で定めるもの	2 市長	南アルプス市 重度心身障害者医療費助成条例による重度心身障害者の医療費の助成に関する事務であって規則で定めるもの	身体障害者福祉法(昭和24年法律第283号)による身体障害者手帳、精神保健及び精神障害者福祉に関する法律(昭和25年法律第123号)による精神障害者保健福祉手帳又は知的障害者福祉法(昭和35年法律第37号)にいう知的障害者に関する情報であって規則で定めるもの
		生活保護関係情報又は外国人生活保護関係情報であって規則で定めるもの			生活保護関係情報 _____であって規則で定めるもの
		地方税関係情報であって規則で定めるもの			地方税関係情報であって規則で定めるもの
		医療保険給付関係情報であって規則で定めるもの			医療保険給付関係情報であって規則で定めるもの

		特別児童扶養手当等の支給に関する法律(昭和39年法律第134号)による特別児童扶養手当の支給に関する情報であって規則で定めるもの			特別児童扶養手当等の支給に関する法律(昭和39年法律第134号)による特別児童扶養手当の支給に関する情報であって規則で定めるもの
		住民票関係情報であって規則で定めるもの			住民票関係情報であって規則で定めるもの
		南アルプス市子ども医療費助成金支給条例による子どもの医療費の助成に関する情報(以下「子ども医療費助成関係情報」という。)であって規則で定めるもの			南アルプス市子ども医療費助成金支給条例による子どもの医療費の助成に関する情報(以下「子ども医療費助成関係情報」という。)であって規則で定めるもの
		ひとり親家庭医療費助成関係情報であって規則で定めるもの			ひとり親家庭医療費助成関係情報であって規則で定めるもの
3 市長	南アルプス市ひとり親家庭医療費助成に関する条例によるひとり親家庭の医療費の助成に關す	生活保護関係情報又は外国人生活保護関係情報であって規則で定めるもの	3 市長	南アルプス市ひとり親家庭医療費助成に関する条例によるひとり親家庭の医療費の助成に關す	生活保護関係情報_____であって規則で定めるもの
		地方税関係情報であって規則で定めるもの			地方税関係情報であって規則で定めるもの
		医療保険給付関係情報であって規則で定めるもの			医療保険給付関係情報であって規則で定めるもの

	る事務であつて規則で定めるもの	児童扶養手当法(昭和36年法律第238号)による児童扶養手当の支給に関する情報(以下「児童扶養手当関係情報」という。)であつて規則で定めるもの		る事務であつて規則で定めるもの	児童扶養手当法(昭和36年法律第238号)による児童扶養手当の支給に関する情報(以下「児童扶養手当関係情報」という。)であつて規則で定めるもの
		住民票関係情報であつて規則で定めるもの			住民票関係情報であつて規則で定めるもの
		児童手当関係情報であつて規則で定めるもの			児童手当関係情報であつて規則で定めるもの
		子ども医療費助成関係情報であつて規則で定めるもの			子ども医療費助成関係情報であつて規則で定めるもの
		重度心身障害者医療費助成関係情報であつて規則で定めるもの			重度心身障害者医療費助成関係情報であつて規則で定めるもの
4 市長	生活に困窮する外国人に対する生活保護の措置に関する事務であつて規則で定めるもの	医療保険給付関係情報であつて規則で定めるもの			
		児童福祉法(昭和22年法律第164号)による小児慢性特定疾病医療費、療育の給付に関する情報であつて規則で定めるもの			
		母子及び父子並びに寡婦福祉			

	<p>法(昭和39年法律第129号)による給付金の支給又は資金の貸付けに関する情報であって規則で定めるもの</p> <p>難病の患者に対する医療等に関する法律(平成26年法律第50号)による特定医療費の支給に関する情報であって定めるもの</p> <p>生活保護関係情報であって規則で定めるもの</p> <p>児童扶養手当関係情報であって規則で定めるもの</p> <p>特別児童扶養手当等の支給に関する法律による特別児童扶養手当、障害児福祉手当若しくは特別障害者手当又は国民年金法等の一部を改正する法律(昭和60年法律第34号)附則第97条第1項の福祉手当の支給に関する情報であって規則で定めるもの</p> <p>地方税関係情報であって規則</p>	
--	---	--

	<p>で定めるもの</p> <p>母子保健法(昭和40年法律第141号)による養育医療の給付又は養育医療に要する費用の支給に関する情報であって規則で定めるもの</p> <p>児童手当関係情報であって規則で定めるもの</p> <p>介護保険法(平成9年法律第123号)による保険給付の支給、地域支援事業の実施又は保険料の徴収に関する情報であって規則で定めるもの</p> <p>障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(平成17年法律第123号)による自立支援給付の支給に関する情報であって規則で定めるもの</p> <p>中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律(平</p>	
--	--	--

成6年法律第30号)による永住
 帰国旅費、自立支度金、一時
 金、一時帰国旅費又は中国残
 留邦人等支援給付等の支給に
 関する情報であって規則で定
 めるもの

別表第3(第5条関係)

情報照会機関	事務	情報提供機関	特定個人情報
1 市長	生活保護法に よる保護の決 定及び実施又 は徴収に關す る事務であつ て規則で定め るもの	教育委員会	学校保健安全 法(昭和33年法 律第56号)によ る医療に要す る費用につい ての援助に關 する情報であ つて規則で定 めるもの
	生活に困窮す る外国人に対 する生活保護 の措置に關す る事務であつ て規則で定め るもの		

別表第3(第5条関係)

情報照会機関	事務	情報提供機関	特定個人情報
1 市長	生活保護法に よる保護の決 定及び実施又 は徴収に關す る事務であつ て規則で定め るもの	教育委員会	学校保健安全 法(昭和33年法 律第56号)によ る医療に要す る費用につい ての援助に關 する情報であ つて規則で定 めるもの
2 教育委員会	学校保健安全 法による医療 に要する費用 についての援 助に關する事	市長	住民基本台帳 法第7条第4号 に規定する事 項であつて規 則で定めるも

2 教育委員会	学校保健安全法による医療に要する費用についての援助に関する事務であって規則で定めるもの	市長	住民基本台帳法第7条第4号に規定する事項であって規則で定めるもの	務であって規則で定めるもの		の
---------	---	----	----------------------------------	---------------	--	---

議案第64号

南アルプス市税条例の一部改正について

南アルプス市税条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和5年12月1日提出

南アルプス市長 金丸一元

南アルプス市税条例の一部を改正する条例

南アルプス市税条例（平成15年南アルプス市条例第58号）の一部を次のように改正する。

第36条の2第6項中「第5項」を「前項」に改める。

第71条第2項第5号中「第1項第3号」を「前項第3号」に改める。

第90条第1項第1号中「(以下「身体障害者」という。)」を削り、同号ア中「当該身体障害者」を「当該身体障害者等」に改める。

第90条の2第1項中「身体障害者又は」を「身体障害者等又は」に改める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、令和6年1月1日から施行する。

(経過措置)

2 この条例による改正後の南アルプス市税条例第90条第1項第1号及び第90条の2第1項の規定は、令和6年度以後の年度分の軽自動車税の種別割について適用し、令和5年度分までの軽自動車税の種別割については、なお従前の例による。

提案理由

山梨県県税条例の一部を改正する条例（令和5年山梨県条例第26号）により自動車税種別割の減免適用範囲が見直されたことに伴い、軽自動車税種別割においても当該減免適用範囲と同等に改める等の必要があることから、本条例を改正したいので、この案を提出するものである。

○南アルプス市税条例の一部を改正する条例新旧対照表

改正案	現行
<p>(市民税の申告)</p> <p>第36条の2 (略)</p> <p>2～5 (略)</p> <p>6 第1項又は前項の場合において、前年において支払を受けた給与で所得税法第190条の規定の適用を受けたものを有する者で市内に住所を有するものが、第1項の申告書を提出するときは、法第317条の2第1項各号に掲げる事項のうち施行規則で定めるものについては、施行規則で定める記載によることができる。</p> <p>7～9 (略)</p> <p>(固定資産税の減免)</p> <p>第71条 (略)</p> <p>2 前項の規定によって固定資産税の減免を受けようとする者は、納期限前7日までに、次に掲げる事項を記載した申請書にその減免を受けようとする事由を証明する書類を添付して市長に提出しなければならない。</p> <p>(1)～(4) (略)</p> <p>(5) 減免を受けようとする事由及び前項第3号の固定資産にあっては、その被害の状況</p>	<p>(市民税の申告)</p> <p>第36条の2 (略)</p> <p>2～5 (略)</p> <p>6 第1項又は第5項の場合において、前年において支払を受けた給与で所得税法第190条の規定の適用を受けたものを有する者で市内に住所を有するものが、第1項の申告書を提出するときは、法第317条の2第1項各号に掲げる事項のうち施行規則で定めるものについては、施行規則で定める記載によることができる。</p> <p>7～9 (略)</p> <p>(固定資産税の減免)</p> <p>第71条 (略)</p> <p>2 前項の規定によって固定資産税の減免を受けようとする者は、納期限前7日までに、次に掲げる事項を記載した申請書にその減免を受けようとする事由を証明する書類を添付して市長に提出しなければならない。</p> <p>(1)～(4) (略)</p> <p>(5) 減免を受けようとする事由及び第1項第3号の固定資産にあっては、その被害の状況</p>

3 (略)

(身体障害者等に対する種別割の減免)

第90条 市長は、次に掲げる軽自動車等のうち必要と認めるもの(一台に限る。)に対しては、種別割を減免する。

(1) 身体障害者等(身体障害を有し、歩行が困難な者で別に定めるもの又は日常生活を営むのに著しい支障がある者で別に定めるもの_____及び重度の知的障害又は精神障害を有し日常生活を営むのに著しい支障がある者で別に定めるものをいう。以下同じ。)が所有する軽自動車等で、次に掲げるもの

ア 当該身体障害者等が自ら運転するもの

イ 専ら当該身体障害者等のために当該身体障害者等と住居及び生計を一にする者が運転するもの

ウ 専ら当該身体障害者等(身体障害者等のみ又は身体障害者等及び未成年者若しくは70歳以上の者のみで構成される世帯の身体障害者等に限る。)のために当該身体障害者等を常時介護する者が運転するもの

(2) (略)

2 (略)

(身体障害者等に対する種別割の減免の申請)

第90条の2 前条第1項の規定によって種別割の減免を受けようとする者は、納期限7日前までに、市長に対して、身

3 (略)

(身体障害者等に対する種別割の減免)

第90条 市長は、次に掲げる軽自動車等のうち必要と認めるもの(一台に限る。)に対しては、種別割を減免する。

(1) 身体障害者等(身体障害を有し、歩行が困難な者で別に定めるもの又は日常生活を営むのに著しい支障がある者で別に定めるもの(以下「身体障害者」という。))及び重度の知的障害又は精神障害を有し日常生活を営むのに著しい支障がある者で別に定めるものをいう。以下同じ。)が所有する軽自動車等で、次に掲げるもの

ア 当該身体障害者_が自ら運転するもの

イ 専ら当該身体障害者等のために当該身体障害者等と住居及び生計を一にする者が運転するもの

ウ 専ら当該身体障害者等(身体障害者等のみ又は身体障害者等及び未成年者若しくは70歳以上の者のみで構成される世帯の身体障害者等に限る。)のために当該身体障害者等を常時介護する者が運転するもの

(2) (略)

2 (略)

(身体障害者等に対する種別割の減免の申請)

第90条の2 前条第1項の規定によって種別割の減免を受けようとする者は、納期限7日前までに、市長に対して、身

体障害者福祉法(昭和24年法律第283号)第15条の規定により交付された身体障害者手帳(戦傷病者特別援護法(昭和38年法律第168号)第4条の規定により戦傷病者手帳の交付を受けている者で身体障害者手帳の交付を受けていないもの)にあつては、戦傷病者手帳とする。以下この項において「身体障害者手帳」という。)、厚生労働大臣が定めるところにより交付された療育手帳(以下この項において「療育手帳」という。))又は精神保健及び精神障害者福祉に関する法律(昭和25年法律第123号)第45条の規定により交付された精神障害者保健福祉手帳(以下この項において「精神障害者保健福祉手帳」という。))及び道路交通法(昭和35年法律第105号)第92条の規定により交付された身体障害者等又は身体障害者等と住居及び生計を一にする者若しくは身体障害者等(身体障害者等のみ又は身体障害者等及び未成年者若しくは70歳以上の者のみで構成される世帯の身体障害者等に限る。)を常時介護する者の運転免許証(以下この項において「運転免許証」という。)を提示するとともに、次の各号に掲げる事項を記載した申請書に減免を必要とする理由を証明する書類を添付して、提出しなければならない。

(1)～(7) (略)

2・3 (略)

体障害者福祉法(昭和24年法律第283号)第15条の規定により交付された身体障害者手帳(戦傷病者特別援護法(昭和38年法律第168号)第4条の規定により戦傷病者手帳の交付を受けている者で身体障害者手帳の交付を受けていないもの)にあつては、戦傷病者手帳とする。以下この項において「身体障害者手帳」という。)、厚生労働大臣が定めるところにより交付された療育手帳(以下この項において「療育手帳」という。))又は精神保健及び精神障害者福祉に関する法律(昭和25年法律第123号)第45条の規定により交付された精神障害者保健福祉手帳(以下この項において「精神障害者保健福祉手帳」という。))及び道路交通法(昭和35年法律第105号)第92条の規定により交付された身体障害者又は身体障害者等と住居及び生計を一にする者若しくは身体障害者等(身体障害者等のみ又は身体障害者等及び未成年者若しくは70歳以上の者のみで構成される世帯の身体障害者等に限る。)を常時介護する者の運転免許証(以下この項において「運転免許証」という。)を提示するとともに、次の各号に掲げる事項を記載した申請書に減免を必要とする理由を証明する書類を添付して、提出しなければならない。

(1)～(7) (略)

2・3 (略)

議案第65号

南アルプス市国民健康保険税条例の一部改正について

南アルプス市国民健康保険税条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和5年12月1日提出

南アルプス市長 金丸一元

南アルプス市国民健康保険税条例の一部を改正する条例

南アルプス市国民健康保険税条例（平成15年南アルプス市条例第64号）の一部を次のように改正する。

第23条に次の1項を加える。

- 3 国民健康保険税の納税義務者の世帯に地方税法施行令第56条の89第4項に規定する出産被保険者（以下「出産被保険者」という。）が属する場合における当該納税義務者に対して課する所得割額及び被保険者均等割額（第1項に規定する金額を減額するものとした場合にあっては、その減額後の被保険者均等割額）は、当該所得割額及び被保険者均等割額から、次の各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に定める額を減額して得た額とする。
 - (1) 国民健康保険の出産被保険者に係る基礎課税額の所得割額 当該出産被保険者につき第3条の規定により算定した所得割額の12分の1の額に、当該出産被保険者の出産の予定日（地方税法施行規則第24条の30の5に定める場合には、出産の日。以下同じ。）の属する月（以下「出産予定月」という。）の前月（多胎妊娠の場合には、3月前）から出産予定月の翌々月までの期間（以下「産前産後期間」という。）のうち当該年度に属する月数を乗じて得た額
 - (2) 国民健康保険の出産被保険者に係る基礎課税額の被保険者均等割額 当該出産被保険者につき第4条の規定により算定した被保険者均等割額（第1項に規定する金額を減額するものとした場合にあっては、その減額後の被保険者均等割額）の12分の1の額に、当該出産被保険者の産前産後期間のうち当該年度に属する月数を乗じて得た額
 - (3) 国民健康保険の出産被保険者に係る後期高齢者支援金等課税額の所得割額 当該出産被保険者につき第6条の規定により算定した所得割額の12分の1の額に、当該出産被保険者の産前産後期間のうち当該年度に属する月数を乗じて得た額
 - (4) 国民健康保険の出産被保険者に係る後期高齢者支援金等課税額の被保険者均

等割額 当該出産被保険者につき第7条の規定により算定した被保険者均等割額（第1項に規定する金額を減額するものとした場合にあつては、その減額後の被保険者均等割額）の12分の1の額に、当該出産被保険者の産前産後期間のうち当該年度に属する月数を乗じて得た額

(5) 国民健康保険の出産被保険者に係る介護納付金課税額の所得割額 当該出産被保険者につき第8条の規定により算定した所得割額の12分の1の額に、当該出産被保険者の産前産後期間のうち当該年度に属する月数を乗じて得た額

(6) 国民健康保険の出産被保険者に係る介護納付金課税額の被保険者均等割額 当該出産被保険者につき第9条の規定により算定した被保険者均等割額（第1項に規定する金額を減額するものとした場合にあつては、その減額後の被保険者均等割額）の12分の1の額に、当該出産被保険者の産前産後期間のうち当該年度に属する月数を乗じて得た額

第24条の2の次に次の1条を加える。

(出産被保険者に係る届出)

第24条の3 国民健康保険税の納税義務者は、出産被保険者が世帯に属する場合には、次に掲げる事項を記載した届書を市長に提出しなければならない。

(1) 納税義務者の氏名、住所、生年月日及び個人番号（行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号）第2条第5項に規定する個人番号をいう。以下同じ。）

(2) 出産被保険者の氏名、住所、生年月日及び個人番号

(3) 出産の予定日

(4) 単胎妊娠又は多胎妊娠の別

(5) その他市長が必要と認める事項

2 前項の届書の提出に当たり、当該納税義務者は、次に掲げる書類を添えなければならない。

(1) 出産の予定日を明らかにすることができる書類

(2) 多胎妊娠の場合には、その旨を明らかにすることができる書類

(3) 出産後に前項に規定する届出を行う場合には、出産した被保険者と当該出産に係る子との身分関係を明らかにすることができる書類

3 第1項の規定による届出は、出産被保険者の出産の予定日の6月前から行うことができる。

4 第1項の規定にかかわらず、市長が、当該出産被保険者について同項各号に掲げる事項及び第2項各号に掲げる書類において明らかにすべき事項を確認することができる場合は、第1項の規定による届出を省略させることができる。

第25条第3項中「第2号」を「同項第2号」に改める。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、令和6年1月1日から施行する。

(適用区分)

- 2 この条例による改正後の南アルプス市国民健康保険税条例の規定は、令和5年度分の国民健康保険税のうち令和6年1月以後の期間に係るもの及び令和6年度以後の年度分の国民健康保険税について適用し、令和5年度分の国民健康保険税のうち令和5年12月以前の期間に係るもの及び令和4年度分までの国民健康保険税については、なお従前の例による。

提案理由

全世代対応型の持続可能な社会保障制度を構築するための健康保険法等の一部を改正する法律（令和5年法律第31号）の施行に伴い、被保険者の産前産後期間に係る国民健康保険税の減額の規定等を定める必要があるため、本条例を改正したので、この案を提出するものである。

○南アルプス市国民健康保険税条例の一部を改正する条例新旧対照表

改正案	現行
<p>(国民健康保険税の減額)</p> <p>第23条 (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>3 <u>国民健康保険税の納税義務者の世帯に地方税法施行令第56条の89第4項に規定する出産被保険者(以下「<u>出産被保険者</u>」という。)が属する場合における当該納税義務者に対して課する所得割額及び被保険者均等割額(第1項に規定する金額を減額するものとした場合にあつては、その減額後の被保険者均等割額)は、当該所得割額及び被保険者均等割額から、次の各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に定める額を減額して得た額とする。</u></p> <p>(1) <u>国民健康保険の出産被保険者に係る基礎課税額の所得割額 当該出産被保険者につき第3条の規定により算定した所得割額の12分の1の額に、当該出産被保険者の出産の予定日(地方税法施行規則第24条の30の5に定める場合には、<u>出産の日。以下同じ。</u>)の属する月(以下「<u>出産予定月</u>」という。)の前月(多胎妊娠の場合には、<u>3月前)から出産予定月の翌々月までの期間(以下「<u>産前産後期間</u>」という。)のうち当該年度に属する月数を乗</u></u></p>	<p>(国民健康保険税の減額)</p> <p>第23条 (略)</p> <p>2 (略)</p>

じて得た額

- (2) 国民健康保険の出産被保険者に係る基礎課税額の被保険者均等割額 当該出産被保険者につき第4条の規定により算定した被保険者均等割額(第1項に規定する金額を減額するものとした場合にあつては、その減額後の被保険者均等割額)の12分の1の額に、当該出産被保険者の産前産後期間のうち当該年度に属する月数を乗じて得た額
- (3) 国民健康保険の出産被保険者に係る後期高齢者支援金等課税額の所得割額 当該出産被保険者につき第6条の規定により算定した所得割額の12分の1の額に、当該出産被保険者の産前産後期間のうち当該年度に属する月数を乗じて得た額
- (4) 国民健康保険の出産被保険者に係る後期高齢者支援金等課税額の被保険者均等割額 当該出産被保険者につき第7条の規定により算定した被保険者均等割額(第1項に規定する金額を減額するものとした場合にあつては、その減額後の被保険者均等割額)の12分の1の額に、当該出産被保険者の産前産後期間のうち当該年度に属する月数を乗じて得た額
- (5) 国民健康保険の出産被保険者に係る介護納付金課税額の所得割額 当該出産被保険者につき第8条の規定により算定した所得割額の12分の1の額に、当該出産被保

険者の産前産後期間のうち当該年度に属する月数を乗じて得た額

- (6) 国民健康保険の出産被保険者に係る介護納付金課税額の被保険者均等割額 当該出産被保険者につき第9条の規定により算定した被保険者均等割額(第1項に規定する金額を減額するものとした場合にあっては、その減額後の被保険者均等割額)の12分の1の額に、当該出産被保険者の産前産後期間のうち当該年度に属する月数を乗じて得た額

(出産被保険者に係る届出)

第24条の3 国民健康保険税の納税義務者は、出産被保険者が世帯に属する場合には、次に掲げる事項を記載した届書を市長に提出しなければならない。

- (1) 納税義務者の氏名、住所、生年月日及び個人番号(行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年法律第27号)第2条第5項に規定する個人番号をいう。以下同じ。)
- (2) 出産被保険者の氏名、住所、生年月日及び個人番号
- (3) 出産の予定日
- (4) 単胎妊娠又は多胎妊娠の別
- (5) その他市長が必要と認める事項

2 前項の届書の提出に当たり、当該納税義務者は、次に掲げる書類を添えなければならない。

- (1) 出産の予定日を明らかにすることができる書類
- (2) 多胎妊娠の場合には、その旨を明らかにすることができる書類
- (3) 出産後に前項に規定する届出を行う場合には、出産した被保険者と当該出産に係る子との身分関係を明らかにすることができる書類

- 3 第1項の規定による届出は、出産被保険者の出産の予定日の6月前から行うことができる。
- 4 第1項の規定にかかわらず、市長が、当該出産被保険者について同項各号に掲げる事項及び第2項各号に掲げる書類において明らかにすべき事項を確認することができる場合は、第1項の規定による届出を省略させることができる。

(国民健康保険税の減免)

第25条 (略)

- 2 (略)
- 3 第1項の規定(同項第2号を除く。)によって国民健康保険税の減免を受けた者は、その理由が消滅した場合においては、直ちにその旨を市長に申告しなければならない。

(国民健康保険税の減免)

第25条 (略)

- 2 (略)
- 3 第1項の規定(第2号____を除く。)によって国民健康保険税の減免を受けた者は、その理由が消滅した場合においては、直ちにその旨を市長に申告しなければならない。

議案第66号

南アルプス市子ども・子育て会議条例の一部改正について

南アルプス市子ども・子育て会議条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和5年12月1日提出

南アルプス市長 金丸一元

南アルプス市子ども・子育て会議条例の一部を改正する条例

南アルプス市子ども・子育て会議条例（平成25年南アルプス市条例第32号）の一部を次のように改正する。

第1条中「第1項」の次に「、こども基本法（令和4年法律第77号）第13条第3項」を加える。

第9条を第10条とする。

第8条中「子ども・子育て支援に関する施策を所掌する課」を「保健福祉部」に改め、同条を第9条とし、第5条から第7条までを1条ずつ繰り下げる。

第4条第1項第3号中「子ども・子育て支援」を「こども施策」に改め、同項第4号中「子どもの保護者（法第6条第1項に規定する子ども保護者（同条第2項に規定する保護者をいう。）をいう。）」を「こどもの保護者」に改め、同項中第6号を第7号とし、第5号を第6号とし、第4号の次に次の1号を加える。

（5）教育関係者

第4条を第5条とし、第3条を第4条とする。

第2条第5号中「母子保健等」の次に「に係るこども施策」を加え、同号を同条第6号とし、同条中第2号から第4号までを1号ずつ繰り下げ、第1号の次に次の1号を加える。

（2）南アルプス市こども計画に関すること。

第2条を第3条とし、第1条の次に次の1条を加える。

（用語の定義）

第2条 この条例における用語の意義は、法及びこども基本法において使用する用語の例による。

附則を附則第1項とし、同項に見出しとして「（施行期日）」を付し、附則に次の1項を加える。

（招集の特例）

2 この条例による任期満了後における最初の会議は、第7条第1項の規定にかか

わらず、市長が招集する。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

提案理由

こども基本法（令和4年法律第77号）の施行に伴い、市町村は市町村こども計画を定めるよう努めるものとされたため、本市の子ども・子育て会議において当該計画を審議する必要があることから、本条例を改正したいので、この案を提出するものである。

○南アルプス市子ども・子育て会議条例の一部を改正する条例新旧対照表

改正案	現行
<p>(趣旨)</p> <p>第1条 この条例は、子ども・子育て支援法(平成24年法律第65号。以下「法」という。)第72条第1項、<u>こども基本法(令和4年法律第77号)第13条第3項</u>及び地方自治法(昭和22年法律第67号)第138条の4第3項の規定に基づき、南アルプス市子ども・子育て会議(以下「子ども・子育て会議」という。)を設置し、その組織及び運営について必要な事項を定めるものとする。</p> <p>(用語の定義)</p> <p>第2条 この条例における用語の意義は、<u>法及びこども基本法において使用する用語の例による。</u></p> <p>(所掌事務)</p> <p>第3条 子ども・子育て会議は、市長又は教育委員会の諮問に応じ、次に掲げる事項に関し調査審議し、及び答申し、並びに意見を述べることができる。</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) <u>南アルプス市こども計画に関すること。</u></p> <p>(3) (略)</p> <p>(4) (略)</p>	<p>(趣旨)</p> <p>第1条 この条例は、子ども・子育て支援法(平成24年法律第65号。以下「法」という。)第72条第1項_____及び地方自治法(昭和22年法律第67号)第138条の4第3項の規定に基づき、南アルプス市子ども・子育て会議(以下「子ども・子育て会議」という。)を設置し、その組織及び運営について必要な事項を定めるものとする。</p> <p>(所掌事務)</p> <p>第2条 子ども・子育て会議は、市長又は教育委員会の諮問に応じ、次に掲げる事項に関し調査審議し、及び答申し、並びに意見を述べることができる。</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) (略)</p> <p>(3) (略)</p>

(5) (略)

(6) 児童福祉、母子福祉及び母子保健等に係るこども施策に関し必要な事項及び当該施策の実施状況に関すること。

(組織)

第4条 (略)

(委員)

第5条 委員は、次に掲げる者のうちから、市長が教育委員会の意見を聴いて委嘱する。

(1)・(2) (略)

(3) こども施策に関する事業に従事する者

(4) こどもの保護者

(5) 教育関係者

(6) (略)

(7) (略)

2・3 (略)

(会長及び副会長)

第6条 (略)

(会議)

第7条 (略)

(4) (略)

(5) 児童福祉、母子福祉及び母子保健等に関し必要な事項及び当該施策の実施状況に関すること。

(組織)

第3条 (略)

(委員)

第4条 委員は、次に掲げる者のうちから、市長が教育委員会の意見を聴いて委嘱する。

(1)・(2) (略)

(3) 子ども・子育て支援に関する事業に従事する者

(4) 子どもの保護者(法第6条第1項に規定する子ども保護者(同条第2項に規定する保護者をいう。)をいう。)

(5) (略)

(6) (略)

2・3 (略)

(会長及び副会長)

第5条 (略)

(会議)

第6条 (略)

(協力の要請)
第8条 (略)
(庶務)
第9条 子ども・子育て会議の庶務は、保健福祉部
_____において処理する。
(会議の運営)
第10条 (略)
附 則
(施行期日)
1 (略)
(招集の特例)
2 この条例による任期満了後における最初の会議は、第7
条第1項の規定にかかわらず、市長が招集する。

(協力の要請)
第7条 (略)
(庶務)
第8条 子ども・子育て会議の庶務は、子ども・子育て支援
に関する施策を所掌する課において処理する。
(会議の運営)
第9条 (略)
附 則

(略)

議案第67号

南アルプス市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部改正について

南アルプス市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和5年12月1日提出

南アルプス市長 金 丸 一 元

南アルプス市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例

南アルプス市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例(平成26年南アルプス市条例第39号)の一部を次のように改正する。

第15条第1項第2号中「同条第11項」を「同条第10項」に改める。

第36条第3項中「第6条第2項中」の次に「「特定教育・保育施設（認定こども園又は幼稚園に限る。以下この項において同じ。）」とあるのは「特定教育・保育施設（特別利用教育を提供している施設に限る。以下この項において同じ。）」と、」を加える。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

提案理由

特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業並びに特定子ども・子育て支援施設等の運営に関する基準及び子ども・子育て支援法施行規則の一部を改正する内閣府令（令和5年内閣府令第67号）の施行に伴い、本条例を改正したいので、この案を提出するものである。

○南アルプス市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例新旧対照表

改正案	現行
<p>(特定教育・保育の取扱方針)</p> <p>第15条 特定教育・保育施設は、次の各号に掲げる施設の区分に応じて、それぞれ当該各号に定めるものに基づき、小学校就学前子どもの心身の状況等に応じて、特定教育・保育の提供を適切に行わなければならない。</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 認定こども園（認定こども園法第3条第1項又は第3項の認定を受けた施設及び同条第10項の規定による公示がされたものに限る。）次号及び第4号に掲げる事項</p> <p>(3)・(4) (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>(特別利用教育の基準)</p> <p>第36条 (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>3 特定教育・保育施設が、第1項の規定により特別利用教育を提供する場合には、特定教育・保育には特別利用教育を、施設型給付費には特例施設型給付費を、それぞれ含む</p>	<p>(特定教育・保育の取扱方針)</p> <p>第15条 特定教育・保育施設は、次の各号に掲げる施設の区分に応じて、それぞれ当該各号に定めるものに基づき、小学校就学前子どもの心身の状況等に応じて、特定教育・保育の提供を適切に行わなければならない。</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 認定こども園（認定こども園法第3条第1項又は第3項の認定を受けた施設及び同条第11項の規定による公示がされたものに限る。）次号及び第4号に掲げる事項</p> <p>(3)・(4) (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>(特別利用教育の基準)</p> <p>第36条 (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>3 特定教育・保育施設が、第1項の規定により特別利用教育を提供する場合には、特定教育・保育には特別利用教育を、施設型給付費には特例施設型給付費を、それぞれ含む</p>

ものとして、前節(第6条第3項及び第7条第2項を除く。)の規定を適用する。この場合において、第6条第2項中「特定教育・保育施設(認定こども園又は幼稚園に限る。以下この項において同じ。)」とあるのは「特定教育・保育施設(特別利用教育を提供している施設に限る。以下この項において同じ。)」と、「利用の申込みに係る法第19条第1号に掲げる小学校就学前子ども」とあるのは「利用の申込みに係る法第19条第2号に掲げる小学校就学前子ども」と、「同号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子ども」とあるのは「同条第1号又は第2号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子ども」と、「同号に掲げる小学校就学前子どもの区分に係る利用定員」とあるのは「同条第1号に掲げる小学校就学前子どもの区分に係る利用定員」と、第13条第2項中「法第27条第3項第1号に掲げる額」とあるのは「法第28条第2項第3号の内閣総理大臣が定める基準により算定した費用の額」とする。

ものとして、前節(第6条第3項及び第7条第2項を除く。)の規定を適用する。この場合において、第6条第2項中_____

_____「利用の申込みに係る法第19条第1号に掲げる小学校就学前子ども」とあるのは「利用の申込みに係る法第19条第2号に掲げる小学校就学前子ども」と、「同号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子ども」とあるのは「同条第1号又は第2号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子ども」と、「同号に掲げる小学校就学前子どもの区分に係る利用定員」とあるのは「同条第1号に掲げる小学校就学前子どもの区分に係る利用定員」と、第13条第2項中「法第27条第3項第1号に掲げる額」とあるのは「法第28条第2項第3号の内閣総理大臣が定める基準により算定した費用の額」とする。

議案第68号

南アルプス市空家等対策の推進に関する条例の一部改正について

南アルプス市空家等対策の推進に関する条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和5年12月1日提出

南アルプス市長 金 丸 一 元

南アルプス市空家等対策の推進に関する条例の一部を改正する条例

南アルプス市空家等対策の推進に関する条例（平成27年南アルプス市条例第31号）の一部を次のように改正する。

第2条に次の1項を加える。

3 この条例において「管理不全空家等」とは、適切な管理が行われていないことによりそのまま放置すれば特定空家等に該当することとなるおそれのある状態にあると認められる空家等をいう。

第4条第2項中「るものとする」を「なければならぬ」に改める。

第5条中「ものとする」を「とともに、国又は地方公共団体が実施する空家等に関する施策に協力するよう努めなければならぬ」に改める。

第6条第1項中「特定空家等」の次に「又は管理不全空家等」を加える。

第7条の見出し中「特定空家等」の次に「及び管理不全空家等」を加え、同条に次の1項を加える。

2 市長は、管理不全空家等の認定について、管理不全空家等認定基準を定めるものとする。

第8条中「第14条第1項」を「第22条第1項」に改める。

第9条第2項中第4号を第6号とし、第3号を第5号とし、第2号の次に次の2号を加える。

(3) 管理不全空家等に対する措置等に関する事項の調査審議に関すること。

(4) 管理不全空家等の判定及び措置に関すること。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

提案理由

空家等対策の推進に関する特別措置法の一部を改正する法律（令和5年法律第50号）の施行に伴い、空家等の所有者及び事業者の責務の強化を図り、管理不全空家等に係る規定を整備する必要があることから、本条例を改正したいので、この案を提出するものである。

○南アルプス市空家等対策の推進に関する条例の一部を改正する条例新旧対照表

改正案	現行
<p>(定義)</p> <p>第2条 (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>3 <u>この条例において「管理不全空家等」とは、適切な管理が行われていないことによりそのまま放置すれば特定空家等に該当することとなるおそれのある状態にあると認められる空家等をいう。</u></p> <p>(市の責務)</p> <p>第4条 (略)</p> <p>2 市は、空家等の所有者等による空家等の適切な管理を促進するため、これらの者に対し、情報の提供、助言その他必要な援助を行うよう努めなければならない。</p> <p>(空家等の所有者等及び事業者の責務)</p> <p>第5条 空家等の所有者等及び事業者は、周辺の生活環境に悪影響を及ぼさないよう、空家等の適切な管理に努めるとともに、<u>国又は地方公共団体が実施する空家等に関する施策に協力するよう努めなければならない。</u></p> <p>(市民等による情報の提供)</p>	<p>(定義)</p> <p>第2条 (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>(市の責務)</p> <p>第4条 (略)</p> <p>2 市は、空家等の所有者等による空家等の適切な管理を促進するため、これらの者に対し、情報の提供、助言その他必要な援助を行うよう努めるものとする_____。</p> <p>(空家等の所有者等及び事業者の責務)</p> <p>第5条 空家等の所有者等及び事業者は、周辺の生活環境に悪影響を及ぼさないよう、空家等の適切な管理に努めるものとする_____。</p> <p>(市民等による情報の提供)</p>

第6条 市民等(市内に居住し、若しくは滞在し、又は通勤し、若しくは通学する者をいう。)は、特定空家等又は管理不全空家等があると認めるときは、市にその情報を提供するように努めるものとする。

2 (略)

(特定空家等及び管理不全空家等認定基準の策定)

第7条 (略)

2 市長は、管理不全空家等の認定について、管理不全空家等認定基準を定めるものとする。

(助言、指導等に係る手続)

第8条 市長は、空家等対策の推進に関する特別措置法(平成26年法律第127号)第22条第1項から第3項までの規定により必要な措置を助言し、指導し、若しくは勧告し、又は命じようとする場合において必要があると認めるときは、次条に規定する審議会の意見を聴くものとする。

(審議会の設置等)

第9条 (略)

2 審議会は、市長の諮問に応じ、次に掲げる事項について調査審議し、その結果を市長に答申するものとする。

(1)・(2) (略)

(3) 管理不全空家等に対する措置等に関する事項の調査

第6条 市民等(市内に居住し、若しくは滞在し、又は通勤し、若しくは通学する者をいう。)は、特定空家等_____があるとき認めるときは、市にその情報を提供するように努めるものとする。

2 (略)

(特定空家等_____認定基準の策定)

第7条 (略)

(助言、指導等に係る手続)

第8条 市長は、空家等対策の推進に関する特別措置法(平成26年法律第127号)第14条第1項から第3項までの規定により必要な措置を助言し、指導し、若しくは勧告し、又は命じようとする場合において必要があると認めるときは、次条に規定する審議会の意見を聴くものとする。

(審議会の設置等)

第9条 (略)

2 審議会は、市長の諮問に応じ、次に掲げる事項について調査審議し、その結果を市長に答申するものとする。

(1)・(2) (略)

審議に関すること。

(4) 管理不全空家等の判定及び措置に関すること。

(5) (略)

(6) (略)

3～9 (略)

(3) (略)

(4) (略)

3～9 (略)

議案第69号

南アルプス市公共下水道条例の一部改正について

南アルプス市公共下水道条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和5年12月1日提出

南アルプス市長 金丸一元

南アルプス市公共下水道条例の一部を改正する条例

南アルプス市公共下水道条例（平成15年南アルプス市条例第214号）の一部を次のように改正する。

第16条第1項の表中「

一般用	10立方メートル以下	円 750		円 1立方メートルにつき 80
			11立方メートル以上 30立方メートル以下	
			31立方メートル以上 50立方メートル以下	90
			51立方メートル以上	100

」を「

一般用	10立方メートル以下	円 980		円 1立方メートルにつき 110
			11立方メートル以上 30立方メートル以下	
			31立方メートル以上 50立方メートル以下	120
			51立方メートル以上	150

」に改める。

附 則

この条例は、令和6年10月1日から施行する。

提案理由

下水道事業経営の健全化のため、下水道使用料の改定を行う必要があることから、本条例を改正したいので、この案を提出するものである。

○南アルプス市公共下水道条例の一部を改正する条例新旧対照表

改正案					現行						
(使用料の算定方法) 第16条 使用料の額は、毎使用月において使用者が排除した汚水の量に応じ、次の表に定めるところにより算出した基本使用料と従量使用料の合計額に消費税法(昭和63年法律第108号)に定める消費税の税率を乗じて得た額及びその額に地方税法(昭和25年法律第226号)に定める地方消費税の税率を乗じて得た額を合算した額を加えた額(1円未満の端数は、切り捨てる。)とする。					(使用料の算定方法) 第16条 使用料の額は、毎使用月において使用者が排除した汚水の量に応じ、次の表に定めるところにより算出した基本使用料と従量使用料の合計額に消費税法(昭和63年法律第108号)に定める消費税の税率を乗じて得た額及びその額に地方税法(昭和25年法律第226号)に定める地方消費税の税率を乗じて得た額を合算した額を加えた額(1円未満の端数は、切り捨てる。)とする。						
種別	基本使用料		従量使用料		種別	基本使用料		従量使用料			
	排除した汚水の量	金額	排除した汚水の量	金額		排除した汚水の量	金額	排除した汚水の量	金額		
一般用	10立方メートル以下	円	11立方メートル以上30立方メートル以下	円	一般用	10立方メートル以下	円	11立方メートル以上30立方メートル以下	円		
		<u>980</u>		1立方メートルにつき			<u>110</u>		<u>750</u>	1立方メートルにつき	<u>80</u>
				31立方メートル以上50立方メートル以下			<u>120</u>			31立方メートル以上50立方メートル以下	<u>90</u>
				51立方メートル以上			<u>150</u>			51立方メートル以上	<u>100</u>

公衆 浴場 用	100立方メー トル以下	2,100	100立方メートルを超え る部分	1立方メ ートル につき 60	公衆 浴場 用	100立方メー トル以下	2,100	100立方メートルを超え る部分	1立方メ ートル につき 60
臨時 用	100立方メー トル以下	1立方メ ートル につき 110	100立方メートルを超え る部分	1立方メ ートル につき 120	臨時 用	100立方メー トル以下	1立方メ ートル につき 110	100立方メートルを超え る部分	1立方メ ートル につき 120
2～4 (略)					2～4 (略)				

議案第70号

南アルプス市火災予防条例の一部改正について

南アルプス市火災予防条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和5年12月1日提出

南アルプス市長 金丸一元

南アルプス市火災予防条例の一部を改正する条例

南アルプス市火災予防条例（平成15年南アルプス市条例第228号）の一部を次のように改正する。

第11条第1項第3号の2中「キュービクル式のものにあつては、」を削る。

第11条の2第1項第4号中「雨水等」を「その筐体は雨水等」に改める。

第13条第1項を次のように改める。

蓄電池設備（蓄電池容量が10キロワット時以下のもの及び蓄電池容量が10キロワット時を超え20キロワット時以下のものであつて蓄電池設備の出火防止措置及び延焼防止措置に関する基準（令和5年消防庁告示第7号）第2に定めるものを除く。以下同じ。）は、地震等により容易に転倒し、亀裂し、又は破損しない構造とすること。この場合において、開放形鉛蓄電池を用いたものにあつては、その電槽は、耐酸性の床又は台上に設けなければならない。

第13条第3項を次のように改める。

- 3 第1項に規定するもののほか、屋外に設ける蓄電池設備（柱上及び道路上に設ける電気事業者用のもの、蓄電池設備の出火防止措置及び延焼防止措置に関する基準第3に定めるもの並びに消防長が火災予防上支障がないと認める構造を有するキュービクル式のものを除く。）にあつては、建築物から3メートル以上の距離を保たなければならない。ただし、不燃材料で造り、又は覆われた外壁で開口部のないものに面するときは、この限りでない。

第13条第4項中「第2項並びに本条第1項」を「第11条の2第1項第4号」に改める。

第44条第13号中「蓄電池設備」の次に「（蓄電池容量が20キロワット時以下のものを除く。）」を加える。

別表第3厨房設備の項を次のように改める。

厨	気	不	開放式	組込型こんろ・グ	14kW以下	100	15	15	15	注：機器本体上方の
房	体	燃		リル付こんろ・グ			注		注	

設備	燃料以外		リドル付こんろ、 キャビネット型 こんろ・グリル付 こんろ・グリドル 付こんろ						側方又は 後方の離 隔距離を 示す。	
			据置型レンジ	21kW以下	100	15 注	15	15 注		
		不燃	開放式	組込型こんろ・グ リル付こんろ・グ リドル付こんろ、 キャビネット型 こんろ・グリル付 こんろ・グリドル 付こんろ	14kW以下	80	0	—		0
					据置型レンジ	21kW以下	80	0		—
	固体燃料以外	不燃	木炭を燃 料とする もの	炭火焼き器	—	100	50	50		50
				炭火焼き器	—	80	30	—		30
	上記に分類さ れないもの			使用温度が800℃ 以上のもの	—	250	200	300		200
				使用温度が300℃ 以上800℃未満の もの	—	150	100	200		100
				使用温度が300℃ 未満のもの	—	100	50	100		50

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、令和6年1月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例の施行の際現に設置されている燃料電池発電設備、変電設備、内燃機関を原動力とする発電設備及びこの条例による改正後の南アルプス市火災予防条例（以下「新条例」という。）第13条第1項に規定する蓄電池設備（附則第4項に掲げるものを除く。）（以下この項において「燃料電池発電設備等」という。）又は現に設置の工事中である燃料電池発電設備等のうち、新条例第11条第1項第3号の2（新条例第8条の3第1項及び第3項、第11条第3項、第12条第2項及び第3項並びに第13条第2項及び第4項において準用する場合を含む。）の規定に適合しないものについては、同号の規定にかかわらず、なお従前の例による。
- 3 この条例の施行の際現に設置され、又は設置の工事がされている新条例第13条第1項に規定する蓄電池設備（次項に掲げるものを除く。）のうち、同条第1項の規定に適合しないものについては、同項の規定にかかわらず、なお従前の例による。
- 4 新条例第13条第1項に規定する蓄電池設備に新たに該当することとなるもののうち、この条例の施行の際現に設置されているもの及びこの条例の施行の日から起算して2年を経過する日までの間に設置されたもので、同条の規定に適合しないものについては、当該規定は、適用しない。

提案理由

消防法施行規則及び対象火気設備等の位置、構造及び管理並びに対象火気器具等の取扱いに関する条例の制定に関する基準を定める省令の一部を改正する省令（令和5年総務省令第48号）等の施行に伴い、蓄電池設備に係る基準等を改める必要があることから、本条例を改正したいので、この案を提出するものである。

○南アルプス市火災予防条例の一部を改正する条例新旧対照表

改正案	現行
<p>(変電設備)</p> <p>第11条 屋内に設ける変電設備(全出力20キロワット以下のもの及び次条に掲げるものを除く。以下同じ。)の位置、構造及び管理は、次に掲げる基準によらなければならない。</p> <p>(1)～(3) (略)</p> <p>(3)の2 _____建築物等の部分との間に換気、点検及び整備に支障のない距離を保つこと。</p> <p>(3)の3～(10) (略)</p> <p>2・3 (略)</p> <p>(急速充電設備)</p> <p>第11条の2 急速充電設備(電気を設備内部で変圧して、電気自動車等(電気を動力源とする自動車、原動機付自転車、船舶、航空機その他これらに類するものをいう。以下同じ。)にコネクター(充電用ケーブルを電気自動車等に接続するためのものをいう。以下同じ。)を用いて充電する設備(全出力20キロワット以下のものを除く。)をいい、分離型のもの(変圧する機能を有する設備本体及び充電ポスト</p>	<p>(変電設備)</p> <p>第11条 屋内に設ける変電設備(全出力20キロワット以下のもの及び次条に掲げるものを除く。以下同じ。)の位置、構造及び管理は、次に掲げる基準によらなければならない。</p> <p>(1)～(3) (略)</p> <p>(3)の2 <u>キュービクル式のもの</u>にあつては、建築物等の部分との間に換気、点検及び整備に支障のない距離を保つこと。</p> <p>(3)の3～(10) (略)</p> <p>2・3 (略)</p> <p>(急速充電設備)</p> <p>第11条の2 急速充電設備(電気を設備内部で変圧して、電気自動車等(電気を動力源とする自動車、原動機付自転車、船舶、航空機その他これらに類するものをいう。以下同じ。)にコネクター(充電用ケーブルを電気自動車等に接続するためのものをいう。以下同じ。)を用いて充電する設備(全出力20キロワット以下のものを除く。)をいい、分離型のもの(変圧する機能を有する設備本体及び充電ポスト</p>

(コネクタ及び充電用ケーブルを収納する設備で、変圧する機能を有しないものをいう。以下同じ。)により構成されるものをいう。以下同じ。)にあっては、充電ポストを含む。以下同じ。)の位置、構造及び管理は、次に掲げる基準によらなければならない。

(1)～(3) (略)

(4) その筐体は雨水等の浸入防止の措置を講ずること。

(5)～(19) (略)

2 (略)

(蓄電池設備)

第13条 蓄電池設備(蓄電池容量が10キロワット時以下のもの及び蓄電池容量が10キロワット時を超え20キロワット時以下のものであって蓄電池設備の出火防止措置及び延焼防止措置に関する基準(令和5年消防庁告示第7号)第2に定めるものを除く。以下同じ。)は、地震等により容易に転倒し、亀裂し、又は破損しない構造とすること。この場合において、開放形鉛蓄電池を用いたものにあつては、その電槽は、耐酸性の床上又は台上に設けなければならない。

2 (略)

3 第1項に規定するもののほか、屋外に設ける蓄電池設備(柱上及び道路上に設ける電気事業者用のもの、蓄電池設備の出火防止措置及び延焼防止措置に関する基準第3に定

(コネクタ及び充電用ケーブルを収納する設備で、変圧する機能を有しないものをいう。以下同じ。)により構成されるものをいう。以下同じ。)にあっては、充電ポストを含む。以下同じ。)の位置、構造及び管理は、次に掲げる基準によらなければならない。

(1)～(3) (略)

(4) 雨水等_____の浸入防止の措置を講ずること。

(5)～(19) (略)

2 (略)

(蓄電池設備)

第13条 屋内に設ける蓄電池設備(定格容量と電槽数の積の合計が4,800アンペアアワー・セル未満のものを除く。以下同じ。)の電槽は、耐酸性の床上又は台上に、転倒しないように設けなければならない。ただし、アルカリ蓄電池を設ける床上又は台上にあつては、耐酸性の床又は台としないことができる。

2 (略)

3 屋外に設ける蓄電池設備は、雨水等の浸入防止の措置を講じたキュービクル式のものとしなければならない。

めるもの並びに消防長が火災予防上支障がないと認める構造を有するキュービクル式のものを除く。)にあつては、建築物から3メートル以上の距離を保たなければならない。ただし、不燃材料で造り、又は覆われた外壁で開口部のないものに面するときは、この限りでない。

- 4 前項に規定するもののほか、屋外に設ける蓄電池設備の位置、構造及び管理の基準については、第10条第4号、第11条第1項第3号の2、第5号、第6号及び第9号並びに第11条の2第1項第4号の規定を準用する。

(火を使用する設備等の設置の届出)

第44条 火を使用する設備又はその使用に際し、火災の発生のおそれのある設備のうち、次に掲げるものを設置しようとする者は、あらかじめ、その旨を消防長又は消防署長に届け出なければならない。

(1)～(12) (略)

(13) 蓄電池設備(蓄電池容量が20キロワット時以下のものを除く。)

(14)・(15) (略)

別表第3(第3条、第18条関係)

種類	隔離距離(cm)					備考
	入力	上方	側方	前方	後方	
(略)						

- 4 前項に規定するもののほか、屋外に設ける蓄電池設備の位置、構造及び管理の基準については、第10条第4号、第11条第1項第3号の2、第5号、第6号及び第9号並びに第2項並びに本条第1項の規定を準用する。

(火を使用する設備等の設置の届出)

第44条 火を使用する設備又はその使用に際し、火災の発生のおそれのある設備のうち、次に掲げるものを設置しようとする者は、あらかじめ、その旨を消防長又は消防署長に届け出なければならない。

(1)～(12) (略)

(13) 蓄電池設備

(14)・(15) (略)

別表第3(第3条、第18条関係)

種類	隔離距離(cm)					備考
	入力	上方	側方	前方	後方	
(略)						

厨 房 設 備	気 体 燃 料	不 開 放 式	組込型こ んろ・グ リル付こ んろ・グ リドル付 こんろ、 キャビネ ット型こ んろ・グ リル付こ んろ・グ リドル付 こんろ	14kW 以下	100	15 注	15	15 注	注：機器 本体上 方の側 方又は 後方の 離隔距 離を示 す。	厨 房 設 備	気 体 燃 料	不 開 放 式	組込型こ んろ・グ リル付こ んろ・グ リドル付 こんろ、 キャビネ ット型こ んろ・グ リル付こ んろ・グ リドル付 こんろ	14kW 以下	100	15 注	15	15 注	注：機器 本体上 方の側 方又は 後方の 離隔距 離を示 す。
			据置型レ ンジ	21kW 以下	100	15 注	15	15 注					据置型レ ンジ	21kW 以下	100	15 注	15	15 注	
			不 開 放 燃 式	組込型こ んろ・グ リル付こ んろ・グ リドル付 こんろ、 キャビネ ット型こ	14kW 以下	80	0	—					0	不 開 放 燃 式	組込型こ んろ・グ リル付こ んろ・グ リドル付 こんろ、 キャビネ ット型こ	14kW 以下	80	0	

			んろ・グリル付 こんろ・グリドル付 こんろ						
			据置型レンジ	21kW以下	80	0	—	0	
固	不	木炭	炭火焼き	—	100	50	50	50	
体	燃	を燃	器						
燃	以	料と							
料	外	する							
		もの							
	不	木炭	炭火焼き	—	80	30	—	30	
	燃	を燃	器						
		料と							
		する							
		もの							
	上記に分類	使用温度	—	250	200	300	200		
	されないもの	が800℃以上のもの							
		使用温度	—	150	100	200	100		
		が300℃							

			んろ・グリル付 こんろ・グリドル付 こんろ						
			据置型レンジ	21kW以下	80	0	—	0	
	上記に分類	使用温度	—	250	200	300	200		
	されないもの	が800℃以上のもの							
		使用温度	—	150	100	200	100		
		が300℃以上800℃未満のもの							
		使用温度	—	100	50	100	50		
		が300℃未満のもの							
(略)									
備考1~9 (略)									

	以上80 0℃未満の もの						
	使用温度 が300℃ 未満のも の	—	100	50	100	50	
(略)							
備考1～9 (略)							

議案第76号

中巨摩地区広域事務組合の共同処理する事務の変更及び同組合理約の変更
について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第286条第1項の規定により、中巨摩地区広域事務組合の共同処理する事務を変更し、及び同組合理約を次のとおり変更することについて、議決を求める。

令和5年12月1日提出

南アルプス市長 金 丸 一 元

中巨摩地区広域事務組合理約の一部を改正する規約

中巨摩地区広域事務組合理約（昭和50年11月1日県知事許可）の一部を次のように改正する。

第3条第5号中「(旧若草町、旧楡形町及び旧甲西町)」を削る。

附 則

この規約は、令和6年4月1日から施行する。

提案理由

中巨摩地区広域事務組合の共同処理する事務を変更し、及び同組合の規約を変更するため、地方自治法（昭和22年法律第67号）第286条第1項の規定により関係地方公共団体と協議を行うに当たり、同法第290条の規定により、議会の議決が必要であるため、この案を提出するものである。

中巨摩地区広域事務組合規約新旧対照表

新	旧
<p>(組合の共同処理する事務)</p> <p>第3条 組合は、次の各号に掲げる施設の建設及び管理運営に関する事務を共同処理する。ただし、甲斐市にあつては、旧竜王町に係るもの、中央市にあつては、旧玉穂町及び旧田富町に係るもの、市川三郷町にあつては、旧三珠町及び旧市川大門町に係るものに限る。</p> <p>(1)～(4) (略)</p> <p>(5) し尿処理場(南アルプス市 <hr/> _____、富士川町及び市川三郷町に係るものを除く。)</p>	<p>(組合の共同処理する事務)</p> <p>第3条 組合は、次の各号に掲げる施設の建設及び管理運営に関する事務を共同処理する。ただし、甲斐市にあつては、旧竜王町に係るもの、中央市にあつては、旧玉穂町及び旧田富町に係るもの、市川三郷町にあつては、旧三珠町及び旧市川大門町に係るものに限る。</p> <p>(1)～(4) (略)</p> <p>(5) し尿処理場(南アルプス市 <u>(旧若草町、旧櫛形町及び旧甲西町)</u>、富士川町及び市川三郷町に係るものを除く。)</p>

議案第77号

若草小学校校舎解体工事請負契約の締結について

若草小学校校舎解体工事について、次のとおり請負契約を締結するものとする。

令和5年12月1日提出

南アルプス市長 金丸 一元

- | | |
|----------|---------------------------------------|
| 1 契約の目的 | 若草小学校校舎解体工事 |
| 2 契約の方法 | 事後審査型条件付一般競争入札による契約 |
| 3 契約の金額 | 金159,280,000円
(うち消費税 金14,480,000円) |
| 4 契約の相手方 | 株式会社エコ・フカサワ
代表取締役 志村 和晃 |
| 5 工 期 | 議決日の翌日から令和6年7月31日まで |

提案理由

この契約の締結については、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項第5号及び議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分の範囲を定める条例（平成15年南アルプス市条例第55号）第2条の規定により議会の議決を必要とするので、この案を提出するものである。

議案第78号

甲西市民総合グラウンド整備工事請負契約の締結について

甲西市民総合グラウンド整備工事について、次のとおり請負契約を締結するものとする。

令和5年12月1日提出

南アルプス市長 金丸 一元

- | | |
|----------|---------------------------------------|
| 1 契約の目的 | 甲西市民総合グラウンド整備工事 |
| 2 契約の方法 | 事後審査型条件付一般競争入札による契約 |
| 3 契約の金額 | 金492,580,000円
(うち消費税 金44,780,000円) |
| 4 契約の相手方 | 株式会社早野組
代表取締役社長 早野 正泰 |
| 5 工 期 | 議決日の翌日から令和7年3月28日まで |

提案理由

この契約の締結については、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項第5号及び議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分の範囲を定める条例（平成15年南アルプス市条例第55号）第2条の規定により議会の議決を必要とするので、この案を提出するものである。

議案第79号

南アルプス市交流施設やまなみの湯及び甲西ふれあい公園の指定管理者の指定について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第3項及び南アルプス市の施設の指定管理者の指定の手續等に関する条例（平成17年南アルプス市条例第6号）第6条第1項の規定により、公の施設の管理について次のとおり指定管理者を指定するものとする。

令和5年12月1日提出

南アルプス市長 金丸 一元

公の施設の名称	南アルプス市交流施設やまなみの湯及び甲西ふれあい公園
指定管理者	住所 山梨県中巨摩郡昭和町西条2799番地 名称 株式会社アルプス 代表 代表取締役社長 金丸 滋
指定の期間	令和6年4月1日から令和9年3月31日まで

提案理由

指定管理者の指定については、地方自治法第244条の2第6項の規定により、議会の議決を経る必要があるため、この案を提出するものである。

議案第80号

南アルプス市さくらの里いこいの家及び遊・湯ふれあい公園の指定管理者の指定について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第3項及び南アルプス市公の施設の指定管理者の指定の手續等に関する条例（平成17年南アルプス市条例第6号）第6条第1項の規定により、公の施設の管理について次のとおり指定管理者を指定するものとする。

令和5年12月1日提出

南アルプス市長 金 丸 一 元

公の施設の名称	南アルプス市さくらの里いこいの家及び遊・湯ふれあい公園
指定管理者	名称 内外ビルグループ 代表となる団体 山梨県韮崎市円野上円井932番地 株式会社内外ビル 代表取締役 内藤 篤 グループ構成員 東京都文京区後楽一丁目3番61号 株式会社東京ドームスポーツ 代表取締役 金子 智直
指定の期間	令和6年4月1日から令和9年3月31日まで

提案理由

指定管理者の指定については、地方自治法第244条の2第6項の規定により、議会の議決を経る必要があるため、この案を提出するものである。

議案第81号

南アルプス市農業体験実習館の指定管理者の指定について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第3項及び南アルプス市公の施設の指定管理者の指定の手續等に関する条例（平成17年南アルプス市条例第6号）第6条第1項の規定により、公の施設の管理について次のとおり指定管理者を指定するものとする。

令和5年12月1日提出

南アルプス市長 金 丸 一 元

公の施設の名称	南アルプス市農業体験実習館
指定管理者	住所 山梨県甲府市飯田三丁目2番34号 名称 山梨交通株式会社 代表 代表取締役 雨宮 正英
指定の期間	令和6年4月1日から令和9年3月31日まで

提案理由

指定管理者の指定については、地方自治法第244条の2第6項の規定により、議会の議決を経る必要があるため、この案を提出するものである。

議案第82号

南アルプス市金山沢公園の指定管理者の指定について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第3項及び南アルプス市公の施設の指定管理者の指定の手續等に関する条例（平成17年南アルプス市条例第6号）第6条第1項の規定により、公の施設の管理について次のとおり指定管理者を指定するものとする。

令和5年12月1日提出

南アルプス市長 金 丸 一 元

公の施設の名称	南アルプス市金山沢公園
指定管理者	住所 山梨県南アルプス市芦安芦倉1578番地 名称 合同会社あしやす 代表 代表社員 伊東 隆雅
指定の期間	令和6年4月1日から令和9年3月31日まで

提案理由

指定管理者の指定については、地方自治法第244条の2第6項の規定により、議会の議決を経る必要があるため、この案を提出するものである。

議案第83号

南アルプス市白根御池小屋の指定管理者の指定について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第3項及び南アルプス市公の施設の指定管理者の指定の手續等に関する条例（平成17年南アルプス市条例第6号）第6条第1項の規定により、公の施設の管理について次のとおり指定管理者を指定するものとする。

令和5年12月1日提出

南アルプス市長 金 丸 一 元

公の施設の名称	南アルプス市白根御池小屋
指定管理者	住所 山梨県南アルプス市芦安芦倉1578番地 名称 特定非営利活動法人 芦安ファンクラブ 代表 会長 清水 准一
指定の期間	令和6年4月1日から令和11年3月31日まで

提案理由

指定管理者の指定については、地方自治法第244条の2第6項の規定により、議会の議決を経る必要があるため、この案を提出するものである。

議案第84号

南アルプス市長衛小屋の指定管理者の指定について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第3項及び南アルプス市公の施設の指定管理者の指定の手續等に関する条例（平成17年南アルプス市条例第6号）第6条第1項の規定により、公の施設の管理について次のとおり指定管理者を指定するものとする。

令和5年12月1日提出

南アルプス市長 金 丸 一 元

公の施設の名称	南アルプス市長衛小屋
指定管理者	住所 山梨県南アルプス市芦安芦倉1578番地 名称 特定非営利活動法人 芦安ファンクラブ 代表 会長 清水 准一
指定の期間	令和6年4月1日から令和11年3月31日まで

提案理由

指定管理者の指定については、地方自治法第244条の2第6項の規定により、議会の議決を経る必要があるため、この案を提出するものである。

議案第85号

南アルプス市両俣小屋の指定管理者の指定について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第3項及び南アルプス市公の施設の指定管理者の指定の手續等に関する条例（平成17年南アルプス市条例第6号）第6条第1項の規定により、公の施設の管理について次のとおり指定管理者を指定するものとする。

令和5年12月1日提出

南アルプス市長 金丸一元

公の施設の名称	南アルプス市両俣小屋
指定管理者	住所 山梨県南アルプス市芦安芦倉988番地 名称 特定非営利活動法人 両俣竜胆愛好会 代表 代表理事 大武 正行
指定の期間	令和6年4月1日から令和11年3月31日まで

提案理由

指定管理者の指定については、地方自治法第244条の2第6項の規定により、議会の議決を経る必要があるため、この案を提出するものである。

議案第86号

櫛形総合公園の指定管理者の指定について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第3項及び南アルプス市公の施設の指定管理者の指定の手續等に関する条例（平成17年南アルプス市条例第6号）第6条第1項の規定により、公の施設の管理について次のとおり指定管理者を指定するものとする。

令和5年12月1日提出

南アルプス市長 金 丸 一 元

公の施設の名称	櫛形総合公園
指定管理者	住所 南アルプス市桃園1600番地 名称 公益財団法人南アルプス市スポーツ協会 代表 会長 松田 幸雄
指定の期間	令和6年4月1日から令和11年3月31日まで

提案理由

指定管理者の指定については、地方自治法第244条の2第6項の規定により、議会の議決を経る必要があるため、この案を提出するものである。

議案第87号

南アルプス市八田屋内運動場、南アルプス市白根弓道場、南アルプス市芦安プール及び南アルプス市鏡中條体育館の指定管理者の指定について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第3項及び南アルプス市の施設の指定管理者の指定の手續等に関する条例（平成17年南アルプス市条例第6号）第6条第1項の規定により、公の施設の管理について次のとおり指定管理者を指定するものとする。

令和5年12月1日提出

南アルプス市長 金 丸 一 元

公の施設の名称	南アルプス市八田屋内運動場 南アルプス市白根弓道場 南アルプス市芦安プール 南アルプス市鏡中條体育館
指定管理者	住所 山梨県南アルプス市桃園1600番地 名称 公益財団法人 南アルプス市スポーツ協会 代表 会長 松田 幸雄
指定の期間	令和6年4月1日から令和11年3月31日まで

提案理由

指定管理者の指定については、地方自治法第244条の2第6項の規定により、議会の議決を経る必要があるため、この案を提出するものである。

議案第88号

南アルプス市若草グラウンド、南アルプス市若草体育館及び南アルプス市若草卓球場の指定管理者の指定について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第3項及び南アルプス市の施設の指定管理者の指定の手續等に関する条例（平成17年南アルプス市条例第6号）第6条第1項の規定により、公の施設の管理について次のとおり指定管理者を指定するものとする。

令和5年12月1日提出

南アルプス市長 金 丸 一 元

公の施設の名称	南アルプス市若草グラウンド 南アルプス市若草体育館 南アルプス市若草卓球場
指定管理者	住所 山梨県南アルプス市桃園1600番地 名称 公益財団法人 南アルプス市スポーツ協会 代表 会長 松田 幸雄
指定の期間	令和6年4月1日から令和11年3月31日まで

提案理由

指定管理者の指定については、地方自治法第244条の2第6項の規定により、議会の議決を経る必要があるので、この案を提出するものである。

議案第89号

南アルプス市橿形総合体育館の指定管理者の指定について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第3項及び南アルプス市公の施設の指定管理者の指定の手續等に関する条例（平成17年南アルプス市条例第6号）第6条第1項の規定により、公の施設の管理について次のとおり指定管理者を指定するものとする。

令和5年12月1日提出

南アルプス市長 金 丸 一 元

公の施設の名称	南アルプス市橿形総合体育館
指定管理者	住所 山梨県南アルプス市桃園1600番地 名称 公益財団法人 南アルプス市スポーツ協会 代表 会長 松田 幸雄
指定の期間	令和6年4月1日から令和11年3月31日まで

提案理由

指定管理者の指定については、地方自治法第244条の2第6項の規定により、議会の議決を経る必要があるので、この案を提出するものである。

議案第90号

南アルプス市学校体育施設、南アルプス市八田野球場、南アルプス市八田農業者トレーニングセンター、南アルプス市若草テニスコート、南アルプス市橿形テニスコート、南アルプス市橿形北体育館及び南アルプス市橿形西体育館の時間外一般開放業務の指定管理者の指定について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第3項及び南アルプス市の施設の指定管理者の指定の手續等に関する条例（平成17年南アルプス市条例第6号）第6条第1項の規定により、公の施設の管理について次のとおり指定管理者を指定するものとする。

令和5年12月1日提出

南アルプス市長 金 丸 一 元

公の施設の名称	南アルプス市学校体育施設 南アルプス市八田野球場 南アルプス市八田農業者トレーニングセンター 南アルプス市若草テニスコート 南アルプス市橿形テニスコート 南アルプス市橿形北体育館 南アルプス市橿形西体育館
指定管理者	住所 山梨県南アルプス市桃園1600番地 名称 公益財団法人 南アルプス市スポーツ協会 代表 会長 松田 幸雄
指定の期間	令和6年4月1日から令和11年3月31日まで

提案理由

指定管理者の指定については、地方自治法第244条の2第6項の規定により、議会の議決を経る必要があるため、この案を提出するものである。

議案第92号

財産の処分（土地の売払い）について

次のとおり、土地を売り払うものとする。

令和5年12月1日提出

南アルプス市長 金丸 一元

1 土地を売り払う目的

本市における商工業の振興及び企業誘致の推進を図るため造成する下今諏訪A工業団地C-1区画用地を、川崎陸送株式会社に売払うものである。

2 売り払う土地の所在、地目及び面積

所在 南アルプス市下今井字坡下907番の一部 外53筆及び道水路

地目 宅地

面積 20,009.06平方メートル

3 売払いの方法 随意契約

4 売払いの価格 金492,000,000円

5 売払いの相手方

東京都港区新橋3丁目22番1号

川崎陸送株式会社

取締役社長 樋口 恵一

提案理由

この土地の売払いについては、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項第8号及び議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分の範囲を定める条例（平成15年南アルプス市条例第55号）第3条の規定により議会の議決を経る必要があるため、この案を提出するものである。

No.	所在	地番	No.	所在	地番
1	下今井 字 坡下	907 番 の一部	31	下今井 字 坡下	1116 番
2	下今井 字 坡下	911 番	32	下今井 字 坡下	1117 番
3	下今井 字 坡下	913 番 1 の一部	33	下今井 字 坡下	1121 番 1
4	下今井 字 坡下	945 番 の一部	34	下今井 字 坡下	1123 番
5	下今井 字 坡下	983 番 1 の一部	35	下今井 字 坡下	1124 番 1
6	下今井 字 坡下	984 番 1	36	下今井 字 坡下	1129 番
7	下今井 字 坡下	986 番 の一部	37	下今井 字 坡下	1137 番
8	下今井 字 坡下	990 番 の一部	38	下今井 字 坡下	1138 番
9	下今井 字 坡下	994 番 の一部	39	下今井 字 坡下	1140 番
10	下今井 字 坡下	996 番 の一部	40	下今井 字 坡下	1147 番
11	下今井 字 坡下	999 番 2	41	下今井 字 坡下	1148 番 1
12	下今井 字 坡下	1001 番	42	下今井 字 坡下	1160 番
13	下今井 字 坡下	1003 番 の一部	43	下今井 字 坡下	1165 番 1
14	下今井 字 坡下	1006 番 の一部	44	下今井 字 坡下	1167 番
15	下今井 字 坡下	1007 番	45	下今井 字 坡下	1173 番 1
16	下今井 字 坡下	1009 番 の一部	46	下今井 字 坡下	1188 番
17	下今井 字 坡下	1017 番	47	下今井 字 坡下	1189 番
18	下今井 字 坡下	1018 番 1	48	下今井 字 坡下	1199 番 1
19	下今井 字 坡下	1021 番 の一部	49	下今井 字 坡下	1202 番
20	下今井 字 坡下	1026 番	50	下今井 字 坡下	1226 番 1
21	下今井 字 坡下	1090 番 1 の一部	51	下今井 字 坡下	1235 番
22	下今井 字 坡下	1100 番	52	下今井 字 坡下	1238 番
23	下今井 字 坡下	1101 番	53	下今井 字 坡下	1262 番
24	下今井 字 坡下	1103 番	54	下今井 字 坡下	1264 番
25	下今井 字 坡下	1104 番			道・水
26	下今井 字 坡下	1108 番			
27	下今井 字 坡下	1109 番 1			
28	下今井 字 坡下	1111 番			
29	下今井 字 坡下	1113 番			
30	下今井 字 坡下	1114 番	現況測量面積(m ²)		20,009.06

議案第 93 号

山梨県国中消防指令業務等共同運用事務協議会の設置について

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 252 条の 2 の 2 第 1 項の規定により、別紙のとおり規約を定め、山梨県国中消防指令業務等共同運用事務協議会を設置するものとする。

令和 5 年 12 月 1 日提出

南アルプス市長 金 丸 一 元

提案理由

山梨県国中消防指令業務等共同運用事務協議会を設置するため、地方自治法第 252 条の 2 の 2 第 1 項の規定により関係地方公共団体と協議を行うに当たり、同条第 3 項の規定により、議会の議決を求めるものである。

(別紙)

山梨県国中消防指令業務等共同運用事務協議会規約

(協議会の目的)

第1条 この協議会は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第252条の2の2第1項の規定に基づき、複雑多様化する消防需要に広域的に対応し、住民の生命、身体及び財産を保護する責務を全うするとともに、消防サービスの高度化を図るため、消防指令業務等に関する事務を共同して管理し、及び執行することを目的とする。

(協議会の名称)

第2条 協議会の名称は、山梨県国中消防指令業務等共同運用事務協議会（以下「協議会」という。）とする。

(協議会を設ける市及び一部事務組合)

第3条 協議会は、甲府地区広域行政事務組合、峡北広域行政事務組合、笛吹市、峡南広域行政組合、東山梨行政事務組合及び南アルプス市（以下「構成団体」という。）がこれを設ける。

(協議会の担任する事務)

第4条 協議会は、構成団体の区域における消防指令に係る施設の整備及び維持管理並びに災害通報の受信、出動指令、通信統制、情報伝達等の事務を共同して管理し、及び執行する。

2 前項に掲げるもののほか、協議会の運営に必要な事務を執行する。

(協議会の事務所)

第5条 協議会の事務所は、甲府市伊勢三丁目8番23号甲府地区広域行政事務組合消防本部内に置く。

(協議会の組織)

第6条 協議会は、会長及び委員5人をもってこれを組織する。

(会長)

第7条 会長は、甲府地区広域行政事務組合の消防長をもって充てる。

2 会長は、非常勤とする。

(委員)

第8条 委員は、会長以外の構成団体の消防長をもって充てる。

2 委員は、非常勤とする。

(副会長)

第9条 協議会に、委員の互選により副会長1人を置く。

2 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるとき、又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

3 副会長の任期は、2年とする。ただし、補欠により選任された副会長の任期は、前任者の残任期間とする。

(職員)

第10条 第4条に規定する協議会の担任する事務に従事する職員（以下「職員」という。）の定数及び当該定数の構成団体別の配分については、構成団体の消防長が協議により、これを定める。

2 構成団体の消防長は、前項の規定により配分された定数の職員を、それぞれに所属する消防職員のうちから選任するものとする。

3 会長は、職員が心身の故障のため職務の遂行に堪えないと認めるとき、又は

職員に職務上の義務違反その他職員たるに適しない非行があると認めるときは、その解任を求めることができる。

(事務処理のための組織)

第11条 会長は、協議会の会議（以下「会議」という。）を経て、協議会の担任する事務を処理するために必要な組織を設けることができる。

(会議)

第12条 会議は、協議会の担任する事務の管理及び執行に関する基本的な事項を決定する。

(会議の招集)

第13条 会議は、会長がこれを招集する。

2 会長は、委員の3分の1以上の者から会議の招集の請求があるときは、これを招集しなければならない。

3 会議の開催の日時及び場所は、会議に付議すべき事項とともに、会長があらかじめこれを委員に通知しなければならない。

(会議の運営)

第14条 会議は、委員の半数以上が出席しなければ、これを開くことができない。

2 会長は、会議の議長となる。

3 会議の議事その他会議の運営に関し必要な事項は、会議で定める。

(専門部会)

第15条 会議へ提案する事項その他協議会が必要と認める事項の検討をするため、協議会に専門部会を置く。

2 専門部会の議事その他専門部会の運営に関し必要な事項は、別に定める。

(構成団体の長等の名においてする事務の管理及び執行)

第16条 協議会がその担任する事務を構成団体の長又は消防長の名において管理し、及び執行する場合には、協議会は、当該事務に関する甲府地区広域行政事務組合の条例、規則、その他の規程（以下「条例等」という。）を構成団体の当該事務に関する条例等とみなして、当該事務をその定めるところにより管理し、及び執行するものとする。

2 甲府地区広域行政事務組合は、協議会の担任する事務に関する条例等を制定し、又は改廃しようとする場合には、あらかじめ構成団体と協議しなければならない。

3 甲府地区広域行政事務組合管理者は、協議会の担任する事務に関する条例等が制定され、又は改廃された場合においては、速やかにその旨を構成団体の長及び会長に通知しなければならない。

(経費の支弁の方法)

第17条 協議会の担任する事務の管理及び執行に要する費用は、甲府地区広域行政事務組合の予算から支出する。ただし、その費用は、構成団体が負担する。

2 前項ただし書の規定により、構成団体が負担すべき額（以下「負担金」という。）は、別に定める負担割合によるものとする。

3 構成団体（甲府地区広域行政事務組合は除く。）は、前項の規定による負担金を、会長が指定する期日までに甲府地区広域行政事務組合に納付しなければならない。

(歳入歳出予算)

第18条 協議会の歳入歳出予算は、負担金及び繰越金その他の収入をその歳入とし、協議会の事務の管理及び執行に要する全ての経費をその歳出とするもの

とする。

(歳入歳出予算の調製等)

第19条 会長は、毎会計年度歳入歳出予算を調製し、年度開始前に会議を経なければならない。

2 協議会の会計年度は、地方公共団体の会計年度による。

3 第1項の規定により歳入歳出予算が会議を経たときは、会長は、当該歳入歳出予算の写しを速やかに構成団体に送付しなければならない。

(予算の補正)

第20条 会長は、協議会に係る既定予算の補正を必要と認めるときは、会議を経て、これを行うことができる。

2 前条第3項の規定は、前項の場合について準用する。

(決算等)

第21条 会長は、毎会計年度終了後3月以内に協議会の決算を調製し、会議の認定を経なければならない。

2 第19条第3項の規定は、前項の場合について準用する。

(財産の取得、管理及び処分の方法)

第22条 協議会の担任する事務の用に供する財産に関しては、構成団体が協議してそれぞれ取得し、若しくは設置し、又は処分するものとし、当該財産の管理は、協議会がこれを行う。

2 協議会は、前項の財産の管理を行う場合においては、当該管理に関する甲府地区広域行政事務組合の条例等を構成団体の当該管理に関する条例等とみなして、当該管理をその定めるところにより行うものとする。この場合においては、第16条第2項及び第3項の規定を準用する。

(その他の財務に関する事項)

第23条 この規約に定めるもののほか、協議会の財務に関しては、地方自治法に定める普通地方公共団体の財務に関する手続きの例による。

(事務処理の状況の報告等)

第24条 協議会は、構成団体の長の求めに応じ、協議会の管理し、及び執行した事務の処理の状況を記載した書類を提出するものとする。

(構成団体の長の監視権)

第25条 構成団体の長は、必要があると認められるときは、協議会の管理し、及び執行した事務について報告をさせ、又は実施について事務の是正を求めることができる。

(協議会の解散の措置)

第26条 協議会が解散した場合における協議会の担任する事務の承継については、構成団体が協議して定める。

(協議会の規程)

第27条 協議会は、この規約に定めるもののほか、協議会の担任する事務の管理及び執行その他協議会に関して必要な規程を設けることができる。

附 則

(施行期日)

1 この規約は、令和6年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この規約の施行の日から令和8年3月31日までの期間においては、第4条第1項中「等の事務」とあるのは「等の準備に関する事務」、第5条中「甲府市伊勢三丁目8番23号甲府地区広域行政事務組合消防本部内」とあるのは

- 「甲府市上町601番地4甲府市環境センター内」と読み替えるものとする。
- 3 協議会が設けられた年度の予算に関しては、第19条第1項中「年度開始前に」とあるのは「速やかに」と読み替えるものとする。

議案第94号

字の区域の変更について

土地改良事業（県営農地環境整備事業）施行の結果、土地改良法（昭和24年法律第195号）第54条第4項の規定による換地処分の公告があった日の翌日から、次の調書のとおり字区域を変更するものとする。

令和5年12月1日提出

南アルプス市長 金丸一元

字の区域の変更調書

変更前の字の区域	変更後の字の区域
大字中野字西堀田1643の2の一部、1644の1の一部、1644の2、1645の一部、1646の一部、1647、1648、1653、1654の一部、1658の1の一部及びこれらの区域に隣接介在する道路である市有地の全部	大字中野字上野原
大字中野字上野原3047の2の一部	大字中野字西堀田
大字中野字上野原3032の1の一部、3034の9の一部、3034の10の一部、3035の2の一部、3035の3の一部、3035の4の一部、3035の8の一部、3035の9、3035の10の一部、3036の1の一部、3036の2の一部、3036の10の一部、3036の17の一部及びこれらの区域に隣接する道路である市有地の全部	大字中野字中川原
大字中野字中川原3022の3の一部、3022の4の一部、3023の6の一部、3023の7の一部、3023の9の一部、3023の10、3023の11の一部、3024の4の一部、3025の4から3025の6までの一部、3025の9の一部及びこれらの区域に隣接介在する道路、水路である市有地の全部並びに大字中野字上野原3032の1から3032の4まで、3034の1、3034の8に隣接する道路、水路である市有地の一部	大字中野字上野原
大字中野字中川原3026の62の一部、3027の9の一部、3030の1の一部、3030の21、3031の4の一部及びこれらの区域に隣接介在する道路である市有地の全部並びに3027の6、3031の5に隣接する道路である市	大字中野字道合

有地の一部	
大字中野字道合 2 6 4 6 の 2 の一部、2 6 4 6 の 3 の一部、2 6 4 6 の 6、2 6 4 9 の 4 の一部、2 6 4 9 の 5、2 6 5 0 の 2 の一部、2 6 5 0 の 3 の一部、2 6 5 7 の 1 の一部、2 6 5 7 の 2 の一部、2 6 5 7 の 4 の一部、2 6 5 7 の 6 から 2 6 5 7 の 9 まで、2 6 5 7 の 1 2、2 6 6 3 の 2 並びに 2 6 2 8 の 3 の地先の道路、水路である市有地の一部	大字中野字中川原

提案理由

字の区域の変更について、地方自治法（昭和 2 2 年法律第 6 7 号）第 2 6 0 条第 1 項の規定により議会の議決を経る必要があるため、この案を提出するものである。

議案第95号

市道路線の認定について

道路法（昭和27年法律第180号）第8条第2項の規定により、市道路線を次のとおり認定したいので、議会の議決を求める。

令和5年12月1日提出

南アルプス市長 金丸一元

認定路線

(単位:m)

整理番号	路線名	起 点	延長	最小幅員	適 要
		終 点		最大幅員	
1	若草 811 号線	寺部字宮ノ前 89 番 1 地先 ----- 寺部字村附 2199 番 2 地先	462.00	9.00 ----- 17.05	若草地区
2	若草 812 号線	十日市場字角力場 1563 番 1 地先 ----- 十日市場字角力場 1646 番 2 地先	233.40	5.48 ----- 15.77	若草地区
3	若草 813 号線	寺部字宮ノ前 1 番 5 地先 ----- 寺部字宮ノ前 39 番 1 地先	166.80	4.00 ----- 6.95	若草地区
4	若草 814 号線	寺部字中西 1100 番地先 ----- 寺部字御崎 1021 番 9 地先	143.88	5.00 ----- 9.20	若草地区
5	若草 815 号線	寺部字御崎 1085 番 7 地先 ----- 寺部字御崎 1024 番 13 地先	65.63	5.00 ----- 12.10	若草地区
6	若草 816 号線	寺部字御崎 1021 番 4 地先 ----- 寺部字御崎 1021 番 10 地先	110.70	5.16 ----- 8.80	若草地区
7	若草 817 号線	寺部字御崎 930 番 1 地先 ----- 寺部字御崎 930 番 8 地先	66.44	6.01 ----- 10.75	若草地区
8	山寺 88 号線	山寺字入田 593 番 16 地先 ----- 山寺字入田 593 番 17 地先	30.42	6.03 ----- 10.39	楕形地区

提案理由

整理番号1から3は南アルプスIC新産業拠点整備事業に伴い、4から8は開発行為の寄附に伴い新たに路線を認定したいので、道路法第8条第2項の規定に基づき、この案を提出するものである。

議案第96号

市道路線の変更について

道路法（昭和27年法律第180号）第10条第2項の規定により、市道路線を次のとおり変更したいので、議会の議決を求める。

令和5年12月1日提出

南アルプス市長 金丸一元

変更路線

(単位：m)

整理番号	路線名	新旧別	起 点	延長	最小幅員	適 要
			終 点		最大幅員	
1	若草127号線	旧	寺部字宮ノ前104番2地先	245.50	3.00	若 草 地 区
			寺部字村附2263番1地先		7.90	
		新	寺部字宮ノ前104番2地先	167.00	3.03	
			寺部字宮ノ前92番1地先		5.50	
2	若草130-1号線	旧	十日市場字角力場1563番5地先	256.10	4.00	若 草 地 区
			十日市場字角力場1646番2地先		9.40	
		新	十日市場字角力場1583番9地先	118.00	3.97	
			十日市場字角力場1646番2地先		6.95	
3	若草161-1号線	旧	寺部字村附2225番10地先	486.00	3.00	若 草 地 区
			十日市場字新居道下1765番1地先		10.50	
		新	寺部字宮ノ前92番1地先	167.40	3.00	
			十日市場字新居道下1765番1地先		10.50	
4	若草375号線	旧	十日市場字ミソロキ道下1054番7地先	1005.20	3.09	若 草 地 区
			十日市場字角力場1660番2地先		7.88	
		新	十日市場字溝呂木道下1054番7地先	1073.40	3.09	
			寺部字村附2263番1地先		17.42	

5	若草 376 号線	旧	寺部字村附 2263 番 1 地先	127.00	4.00	若 草 地 区
			十日市場字新居道上 1713 番 8 地先		4.80	
		新	寺部字村附 2265 番 1 地先	142.60	4.00	
			十日市場字新居道上 1713 番 8 地先		5.00	
6	若草 807 号線	旧	加賀美字伊勢ノ前 2606 番 2 地先	285.00	12.00	若 草 地 区
			寺部字宮ノ前 89 番 1 地先		15.00	
		新	加賀美字伊勢ノ前 2606 番 2 地先	651.20	12.00	
			寺部字村附 2342 番 2 地先		39.45	
7	若草 2 級 7 号線	旧	寺部字村附 2180 番 7 地先	196.00	3.71	若 草 地 区
			寺部字村附 2199 番 2 地先		6.69	
		新	寺部字村附 2180 番 7 地先	316.30	3.71	
			寺部字村附 2401 番 1 地先		29.58	
8	桃園 75 号線	旧	桃園字尾尻 1223 番地先	32.10	1.20	楡 形 地 区
			桃園字尾尻 1223 番地先		3.60	
		新	桃園字尾尻 1223 番 5 地先	26.30	3.30	
			桃園字尾尻 1223 番 2 地先		6.30	

提案理由

整理番号 1 から 7 は南アルプス I C 新産業拠点整備事業に伴い、8 は見直しに伴い路線を変更したいので、道路法第 10 条第 3 項の規定に基づき、この案を提出するものである。

議案第97号

市道路線の廃止について

道路法（昭和27年法律第180号）第10条第1項の規定により、市道路線を次のとおり廃止したいので、議会の議決を求める。

令和5年12月1日提出

南アルプス市長 金 丸 一 元

廃止路線

(単位：m)

整理番号	路線名	起 点	延長	最小幅員	摘要
		終 点		最大幅員	
1	西野 19 号線	西野字五味 2658 番地先	188.50	1.80	白根地区
		西野字南原 2551 番 1 地先		3.56	
2	若草 135 号線	十日市場字林間 1448 番 1 地先	76.40	1.40	若草地区
		十日市場字林間 1436 番 2 地先		5.00	
3	若草 136 号線	十日市場字林間 1464 番地先	80.50	1.20	若草地区
		十日市場字北林 1460 番 1 地先		1.30	
4	吉田 28 号線	吉田字大草 1272 番 1 地先	113.40	1.60	楡形地区
		吉田字大草 1284 番地先		3.00	
5	吉田 40 号線	吉田字中畑 234 番地先	38.20	1.70	楡形地区
		吉田字中畑 234 番地先		5.40	

提案理由

見直しに伴い路線を廃止したいので、道路法第10条第3項の規定に基づき、この案を提出するものである。